

大田市中小企業等経営持続支援金 給付事業のお知らせ



大田市内の中小企業者の方に

経営持続のための支援金を給付します

1. 対象者

受付期間: 令和2年6月26日～令和3年1月29日

- ①大田市内に本店又は本拠を有する中小企業基本法上の第2条第1項に規定する中小企業者
- ②2020年3月以前より事業収入を得ており、今後も事業継続の意思があること。
- ③令和2年3月～12月のいずれか一月の売上高が、前年(前期)同月比で30%以上減少しておりかつ、比較する前年(前期)の売上高が240万円以上であること(特例有)

※2020年1月～3月に創業した場合等、前年同月と売上高の比較ができない場合は、営業月数の売上高の平均と比較します。

※国の「持続化給付金」を受給した中小企業者も申請可能

2. 給付額

	申請時点で雇用保険の被保険者従業員数	
給付額	0～4人	5人以上
	10万円	20万円

※主たる業種が宿泊業の場合、上記に10万円を加算する。

3. 申請必要書類(添付書類)

- | 【個人】 | 【法人】 |
|-------------------------|-------------------------|
| ①2019年の確定申告書第一表の写し(1枚目) | ①前事業年度の確定申告書第一表の写し(1枚目) |
| ②2019年青色申告決算書の写し(1・2枚目) | ②法人事業概況報告書の写し(1・2枚目) |
| ③2020年の該当する月の売上台帳の写し | ③2020年の該当する月の売上台帳の写し |
| ④本人確認書類の写し | ④通帳の写し |
| ⑤通帳の写し | ※その他条件に応じて必要な書類 |
| ※その他条件に応じて必要な書類 | |

4. 申請方法

【※該当する場合】

- ①雇用保険被保険者証の写し(5名分)
- ②旅館業法に定める許可証の写し

- ① 電子申請(市ホームページより、給付金電子申請ページへアクセスし、申請)
→電子申請ログインURL : <https://www.oda-jizokuka-kyufu.jp/>
- ② 書面申請(申請書類に必要事項を記載。原則、郵送にて申請) ※7月中受付開始予定
→別途、相談日を設けて個別相談窓口を開設予定。

お問い合わせ先

〒694-0064

大田市大田町大田口1111番地 大田市役所 産業振興部 産業企画課

TEL 0854-83-8075(電子申請の場合83-8202) / e-mail: o-syoukou@city.ohda.lg.jp